営業調査積算要領

## 営業調査積算要領

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 営業補償の調査算定にあたっては、別記11-1営業調査算定要領(以下「営業要領」という。) によるほか、本要領により行うものとする。

## 第2章 調 查

(調査)

- 第2条 営業補償の調査は、営業要領第2条により行うほか、次によるものとする。 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号により調査を行うものとする。
  - 一 仮営業所設置場所及び仮営業所用建物の存在状況
  - 二 仮設建物の建設に関する資料
  - 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

## 第3章 積 算

(補償額の算定)

第3条 営業補償の算定は、営業要領第6条から第10条により行うほか、次によるものとする。 仮営業所を設置して営業を継続する場合の仮営業所の設置の費用の算定に当たり、権利金等の一 時金相当額、地代、標準家賃は監督員の指示による。

(営業補償金算定概説書)

- 第4条 受注者は、補償金算定にあわせて、次の事項を記載した概説書を作成するものとする。
  - 一 営業活動の概要(営業調査表総括表(様式第97号)に記載している事項を除く)
  - 二 移転工程及び営業休止期間の概要
  - 三 補償項目毎の補償内容の概要
  - 四 その他必要な事項